



平成24年3月5日

教育民生常任委員会

委員長 君島 雄一郎 殿

教育民生常任委員会

委員 若定年治 

委員 原口洋子 

議案第15号 逗子市重度心身障害者手当条例の一部改正に対する修正案について

標記の議案に対する修正案を逗子市議会会議規則第92条の規定により、別紙のとおり提出する。

(別紙)

逗子市重度心身障害者手当条例の一部改正案に対する修正案について

逗子市重度心身障害者手当条例の一部改正案の一部を次のように修正する。

「同条第4号中「障害者が」を削り、同条に次の1号を加える」を「同条第4号中「障害者が」を削る」に改め、第4条第5号を削る。

附則を次のように改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

現行制度を維持する必要があることから、修正の要あるため提案する。